

## トランプの暴走で 世界中でおびたしい数の人が 殺されていく

八木巖

米国トランプ政権は2026年12月に国家安全保障戦略(NSS)を発表しました。

2026年1月23日には「国家防衛戦略(ND S)」を発表しました。

ここで特徴的なのは「西半球(南北米州)全域における米国の積極的利益を恐れず守る」という立場を強調していることです。

また「あらゆる場所の標的に対する決定的作戦を展開する能力」の提供をいっています。序文ではヘグセス国防長官は「ルールに基づく国際秩序」を空想的な抽象とし、「法の支配」を否定しています。トランプ自身ニューヨークタイムズのインタビューでは「私には国際法は必要ない」、行動の制約は「自身の道徳観のみ」と発言しています。

トランプの私的な「道徳観」により世界中どこでも軍事展開するという事です。恐ろしい暴力による支配です。



米領事館前行動(1月8日)

呼びかけ:改憲NO! あいち総がかり行動

2026年1月3日、ベネズエラの首都カラカスで米軍は攻撃を行ないマドウロ大統領らを拘束し米国に連行しました。麻薬組織と関わりがあるという理由ですが、ロドリゲス暫定大統領には「石油やその他のものを明け渡す」よう求めています。

グリーンランド領有のため軍事力行使も否定しない米国に対してNATO諸国は(ドイツ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、フィンラン

ド、オランダ、イギリス)は部隊や艦船をおくりました。トランプは1月21日NATOのルッテ事務総長と会談し、グリーンランドや北極圏地域にかんする「将来の合意にむけた枠組み」について相互の了解にいたった、としている。「安全保障や鉱物資源についてだれもがよい立場をえられる」とCNNの取材に答えている。



米領事館前行動 イラン攻撃抗議 国際法守れ!

(3月2日)

呼びかけ:不戦ネット・ガザ緊急アクションなごや

2月28日、トランプはイランで大規模な戦闘作戦を開始したと表明。そして「イラン政権による差し迫った脅威を排除し、米国民を守る」という「目的」を説明しました。イスラエルのカッツ国防相は「イスラエル国家に対する脅威を除去するためイランに対して予防的な攻撃を実施した」と発表。明らかに武力不行使を禁じる国連憲章に違反します。攻撃で最高指導者ハメネイ師が死亡。作戦名は「壮絶な怒り」!。戦闘による死者数は2000人を超え、イラン側で多くの犠牲者が出ている。レバノンでは約700人が死亡しました(ロイター3月13日)。イランはサウジアラビアやバーレーン、UAE、カタール、ヨルダンの米軍基地を攻撃し、石油関連施設も攻撃しています(攻撃対象国は12カ国にのぼるといわれる)。戦火が拡大しています。安保理はイラン非難決議を11日に採択。ハマスもイランが周辺国を攻撃しないように要請。イスラエルはレバノン南部そしてベイルートを攻撃しました。ヒズボラもイスラエルにミサイルなどで反撃しています。アメリカとイスラエルがイランの制空権をにぎるなか激しい無差別空爆が続いています。トランプは「戦争はほぼ終結」(3月10日)としています

が、そのような状況にはありません。ホルムズ海峡も事実上の封鎖が続いています。早期終結は難しい状況です。

3月7日トランプは中南米の首脳らを招きフロリダで開いた会合で「まもなくキューバに大きな変化がある。」とのべました。

3月12日記

(以下は米のベネズエラ侵略に対する声明)

### トランプ政権による侵略に断固抗議する 緊急声明

2026年1月3日、トランプ政権はベネズエラに武力侵略し、マドゥロ大統領と妻フローレス氏を拘束し、アメリカに連行した。さらにアメリカで裁判をするという。トランプ政権によるベネズエラへの侵略行為は明確な国際法違反であり、世界の平和を脅かす。断じて容認できない事態であり、ただちに2人の釈放を求める。高市政権もトランプ政権による明確な国際法違反の武力行使にだんまりを決め込むのではなく、断固たる対応をすべきことも併せて要求する。

国際社会の憲法である「国連憲章」2条4項では、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」は慎まなければならないとされている（「武力不行使の原則」）。「武力不行使の原則」は、過去の悲惨な戦争を再び起こさせないために生み出された原則である。にもかかわらず、トランプ政権はベネズエラに武力行使をして、大統領夫妻を拉致し、アメリカで裁判にかけるといふ。このようなアメリカの行為は、国連憲章の基本原則である「武力不行使の原則」や「主権尊重」の原則、「国の領土保全」や「政治的独立」、「内政不干渉の原則」を蹂躪する暴挙であり、断じて認めることはできない。

トランプ政権による国際法上違法なベネズエラ侵略は、国際社会の平和を大きく損なう事態ももたらしている。現にコロンビアやメキシコなどへの中南米諸国にも武力侵略の可能性を示唆していることから、中南米諸国の平和も脅かされている。グリーンランドの武力併合も主張している

ことから、EU諸国もアメリカの武力行使に対する警戒感を持たざるを得ない状況に置かれている。アメリカの存在が世界平和への脅威となっており、今回のベネズエラ侵略は、そうした「脅威」が杞憂でないと思わせる事態をもたらしている。その上、今回のアメリカのような軍事侵略が国際的に問題ないとされれば、将来、同じような軍事侵略をした国が出て批判ができなくなる。

ベネズエラでの政治的弾圧や経済状況がひどいことを理由にトランプ政権による国際法違反の武力行使を正当化する主張も存在する。「目的は手段を正当化しない」という格言は法の基本であり、政治的抑圧や経済悪化の改善は必要だとしても、そのための「手段」として「外国領土に対する武力行使」「外国元首の拉致・裁判」という手段が認められるべきではない。民間人を含む多くの犠牲者が出たことから、アメリカの攻撃を正当化すべきでない。むしろアメリカがベネズエラを「運営」し、米石油企業が「金を稼ぎ始める」と記者会見でトランプ大統領が発言したことなどを踏まえると、本音は石油資源の確保のための武力行使という懸念を払拭できない。そうであれば資源強奪のための国際法違反の武力行使であり、悪質性は一層強いと言わざるを得ない。

高市氏をはじめとする自民党首相は、ロシアや中国に対しては「法の支配」と「力による現状変更を認めない」と繰り返し批判してきた。トランプ政権によるベネズエラへの武力侵略は、「法の支配」を踏みにじり、「力による現状変更」にはかならない。中国やロシアに対しては「法の支配」や「国際法の遵守」、「力による現状変更を認めない」などと言いながら、アメリカのベネズエラ侵略という「国際法違反」「力による現状変更」に対して何も言わないのであれば、国際社会は日本政府のそうした「ダブルスタンダード」を軽蔑するであろう。高市政権はトランプ政権の国際法違反の軍事侵略に対して、断固たる批判をすべきことも併せて要求する。

2026年1月8日

不戦へのネットワーク

代表 飯島滋朗（名古屋学院大学教授）